

ハローワーク 移転のお知らせ

ハローワーク宮之城では宮之城町鉄道記念館の隣に新庁舎を建設中でしたが、その完成に伴い12月24日（火）より新庁舎にて業務開始いたします。

新庁舎は、コンクリート造り2階建てで、1階に事務スペースを集中させ、2階は会議室、書庫、機械室等を配置しています。また、駐車場を27台分確保しました。

〔詳しいお問い合わせは〕
宮之城公共職業安定所
☎53 - 0153



町観光協会設立について

町内の観光資源の開発並びに観光事業の推進を図り、町産業の経済的文化的振興に寄与することを目的に、11月9日町観光協会が設立されました。

町観光協会は当初、法人団体8団体、個人会員50名で発足し途中加入も受付けています。

会費：個人会員 2,000円 / 1年間

法人会員 10,000円 / 1年間

〔詳しいお問い合わせは〕

役場企画商工課 ☎57 - 1111（内線278）

町観光協会役員（敬称略）

会 長	山本求道		
副会長	駒高義久		
理 事	米盛公治	上別府治代	福山道徳
監 事	大黒貞義	高橋誠美	

人権週間のお知らせ

（12月4日～10日）

鹿児島県地方法務局と鹿児島人権擁護委員連合会では、次の強調事項を掲げて、人権思想の普及に努めています。

- ＊育てよう 一人一人の人権意識
- 身近なことから人権を
- 考えてみませんか
- 女性の地位を高めよう
- 子どもの人権を守ろう
- 高齢者を大切にすることを育てよう

- 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう
 - 部落差別をなくそう
 - HIV感染者等に対する偏見をなくそう
 - 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
 - インターネットを悪用した人権侵害はやめよう
 - 性的指向を理由とする差別をなくそう
- 法務局と人権擁護委員は、人権に関する相談に応じます。人権相談については、法務局やお近くの人権擁護委員にお問い合わせください。

12月は完納強化月間です！

12月は町税（固定資産税・町県民税・軽自動車税）国民健康保険税の完納強化月間です。

まだ納税がお済みでない方は、納付書を持参のうえ納期限内に納入していただきますようお願いいたします。

また、納税の際は必ず納付書が必要となりますので、紛失された方は事前に税務課までお申し出ください。

たばこは町内で購入を！

たばこの販売に対しては、都道府県や市町村に納入されるたばこ税があります。その中で市町村に納入されるのを市町村たばこ税といいます。

この市町村たばこ税は、消費者が町内で購入したたばこに対し代金の中に含まれている税相当額を販売会社（JIT等）が一括して市町村に納める制度であり、その税額はたばこ千本につき2,668円になります。

ちなみに平成13年度に町に

納入されたたばこ税は約1,950万円でした。

仕事や旅行・出張等で町外に出かけられる際は、なるべくたばこは町内で購入してから出かけましょう。

経営安定のための 商工会事業について

商工業者の経営危機を回避し倒産を未然に防止するため、県商工会連合会は「経営安定特別相談室」を設置しています。

同相談室では、相談内容に応じて弁護士、中小企業診断士、公認会計士、税理士などの専門家が無料で指導助言をおこなっています。

ご相談の内容はもちろん、申し込みについても秘密は厳守されます。

経営が不振に陥つたらためらわず、できるだけ早めにご相談ください。

〔詳しいお問い合わせは〕
町商工会（☎57 1521）
県商工会連合会
（☎099 226 3773）